令和３年５月

第５回　つくば市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和３年５月１４日　午後１時３０分

場　　所　　つくば市役所　２階　防災会議室２・３

出　席　委　員

１番	白石　　悟	２番	對崎　徳男
３番	大野　博司	４番	石島　　繁
５番	加園　秀信	６番	吉田　新一
１０番	本橋　文男	１１番	野堀　良夫
１２番	中山　　巌	１３番	飯島　孝一
１４番	遠藤　道夫	１６番	鮓川　満雄
１７番	飯野　和男	１８番	市村　元則
１９番	蛯原　　昇	２０番	髙野　武久
２１番	坂入　　誠	２２番	中山　義美
２３番	髙谷　榮司	２４番	成島　昭治

欠　席　委　員

８番	青木　道子	９番	飯岡　　勉

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原　利夫
農業行政課	課　　長	天貝　雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉　亮成
農業行政課	係　　長	窪庭　一彦
農業行政課	係　　長	藤井　雄平
農業行政課	主　　任	細田　康輔

１．本日の会議に付した案件

日程第１　議事録署名委員の選任について

日程第２　議案第　１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第　２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第　３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認に

ついて
議案第　４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第　５号　現況証明の発行可否について
議案第　６号　農地改良協議に対する同意について
議案第　７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第　８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第　９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
日程第３　報告第　１号　農地法第４条第１項第８号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　２号　農地法第５条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　３号　買受適格証明の専決処理について
報告第　４号　制限除外の農地の移動届について
報告第　５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第　６号　つくば市農地移動適正化あっせん基準第６の１によるあっせん委員の指名について
報告第　７号　農地等の現況に係る照会に対する回答について

開議の宣告　　【午後１時３０分　開会】

事務局（吉原事務局長）
吉原でございます。本日は、お忙しい中、御苦労様でございます。
早速でございますが、定刻になりましたので、令和３年第５回つくば市農業委員会総会を開会させていただきます。
次第により進めさせていただきます。
総会に当たりまして、髙谷会長より御挨拶をいただきたいと思います。
髙谷会長、よろしくお願いいたします。

会　　長（髙谷　榮司）
皆さんこんにちは。お忙しいところ、大変御苦労様でございます。また、ちょうど今、田植の真っ盛りの最中の方もいらっしゃるのではないかと思います。大体半分くらいは青くなり始めたかというような感じで、まだまだお忙しいと思いますが、そのような中で大変御苦労様でございます。
本日、任期中最後の総会となります。振り返ってみますと、このコロナ禍の中で皆さんにいろいろと御審議いただいたわけですが、密を避けるために半数の人数の御出席、それ

から事務局側のいろいろな御意見等もありまして今日までやってきました。本日は全員の方に御出席をいただきまして最後の総会を審議したいと思いますので、どうか慎重なる御審議をお願いいたしまして御挨拶に代えさせていただきます。
　本日は、大変御苦労様でございます。

事務局（吉原事務局長）
　ありがとうございました。
　次第第３、議事日程のほうに入らせていただきます。
　議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を髙谷会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長（髙谷　榮司）
　それでは、ただいまから令和３年第５回総会を開会いたします。
　それでは早速、議事に入ります。
　本日は、８番青木委員、９番飯岡委員より欠席の届けがありましたので、御報告をいたします。
　本日の出席委員数は２０名で、定足数に達していることから、令和３年第５回つくば市農業委員会総会は成立をしております。
　それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１　議事録署名委員の選任について

議　　長（髙谷　榮司）
　まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席１番白石　悟委員、議席２番對崎徳男委員にお願いいたします。
　また、本日の会議書記は、事務局の窪庭係長を指名いたします。
　日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭にお願いいたします。

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、日程第２、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
　議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区において、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員
　去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には継続して水稲・野菜を作付する予定です。
　提出番号２番については、芝・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号３番については、農業経営開始のため受贈するもので、申請地には水稲・野菜を作付する予定です。
　提出番号４番については、申請者は、県外に本社を置き、農業、肥料、飼料などの製造販売を行う法人です。
　今回、筑波研究所に近い当該申請地を、農薬事業における試験研究の実験圃場として借り受け、水稲を作付し、実験栽培する予定です。
　以上のことから、提出番号１番から３番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当せず、４番については、農地法施行令第２条第１項に該当する法人であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、谷田部地区分について、髙野委員、お願いいたします。

髙野武久委員
　去る５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　提出番号５番については、水稲・野菜を作付している農家で、今般、小作地を譲り受けるために申請するもので、申請地には継続して野菜を作付する予定です。
　提出番号６番については、水稲・芝を作付している農家で、今般、世帯内贈与のため申

請するもので、申請地には継続して野菜を作付する予定です。
　提出番号７番、８番については、同一申請人のため一括して説明いたします。申請者は、主に野菜を作付している農家で、申請地にはいずれも水稲を作付する予定です。
　提出番号９番については、主に野菜を作付している法人で、申請地にはコマツナを作付する予定です。
　提出番号１０番については、申請者は営農型太陽光発電施設の用に供するため、地上権を設定するものです。
　以上のことから、５番から９番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、また１０番については、農地法３条第２項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員
　去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１１番については、申請地の隣接地で以前行った土盛りが越境しており、他法令との整合も図れないことから、搬入した土の撤去をした上で再度申請するよう取下げ指導を行いましたが、取下げ書の提出がないため継続審議といたしました。
　提出番号１２番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
　提出番号１３番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　以上のことから、１１番については継続審議とし、１２番、１３番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島　繁委員
　去る５月１０日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　提出番号１４番については、水稲、芝を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
　提出番号１５番、１６番については、同一申請人のため一括して説明いたします。譲受

人は、水稲、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。
提出番号１７番については、芝、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１８番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号１９番については、野菜、果樹を作付している農家で、申請地にはラッキョウを作付する予定です。
以上のことから、１４番から１９番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労様でございます。
続きまして、筑波地区分について、鮓川委員、お願いいたします。

鮓川満雄委員
去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号２０番については、水稲・果樹を作付している農家で、申請地には水稲・果樹を作付する予定です。
提出番号２１番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲・野菜を作付する予定です。
提出番号２２番、２３番、２５番から２７番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は、芝・野菜を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。
提出番号２４番については、野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号２８番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２９番については、県外に本店を置く農地所有適格法人であり、野菜・果樹を中心に大規模に営農しており、申請地には野菜を作付する予定です。
以上のことから、２０番から２９番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労様でございます。
続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員
　去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号３０番については、障害者支援施設建築に伴う流末排水管埋設のため、農地に地上権を設定するものです。
　以上のことから、３０番については、農地法第３条第２項ただし書きで定める地上権の設定であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。
　提出番号１１番は、継続審議との報告がありましたので、先に審議いたします。
　提出番号１１番について、質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて１１番に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　１１番については、蛯原委員報告のとおり継続審議とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号、提出番号１１番は継続審議といたします。
　続きまして、提出番号１番から１０番、１２番から３０番について審議いたします。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、提出番号１番から１０番、１２番から３０番に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　提出番号１番から１０番、１２番から３０番を許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から１０番、１２番から３０番は許可することに決定をいたします。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員
　去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果についてです。
　提出番号１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、隣接地に住んでいますが、住宅の一部が畑にまたがってしまっていたため、これを是正すべく申請するもので、始末書つきの申請となっております。
　以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員様の御審議をお願いいたします。
　以上、報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、谷田部地区分について、髙野委員、お願いいたします。

髙野武久委員
　去る５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　提出番号２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
　申請者は、土地の有効活用を図るため、共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令等の協議も整っております。

提出番号３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、近接する市街化区域内において老朽化した店舗の建て替え工事があり、既存の駐車場敷地に新たな店舗を建設することから、一時的に駐車場用地を貸してもらいたいとの申出を受け、駐車場用地として申請するものです。転用期間については、令和４年５月３１日までの一時転用です。
許可後の利用方法は、鉄板敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、５０台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、建設工事を請け負う施工業者からの資金提供により賄う予定です。
提出番号４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、申請地の隣接地で宅地分譲の工事を進めた際に、道路の中心線からセットバックの必要が生じたことから、道路用地として申請するものです。
以上のことから、提出番号２番から４番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員さんの御審議をお願いいたします。
以上で御報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労様でございます。
続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員
去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号５番については、申請地と同一地区内にある農地での営農に当たり、住宅からの距離が遠く耕作に支障を来していることから、農機具及び業務車両の駐車場用地として申請されたものですが、営農における必要性について精査し、追加書類等を求めた上で審議すべきとの結論に達しましたことから、継続審議といたしました。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。
提出番号５番は、継続審議との報告がありましたので、先に審議に入ります。
提出番号５番について、質疑に入ります。
御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて５番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

５番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号、提出番号５番は継続審議といたします。
続きまして、提出番号１番から４番について審議いたします。
御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、提出番号１番から４番に対する質疑を終結いたします。
提出番号１番から４番を許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についての提出番号１番から４番は許可することに決定をいたします。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議　　長（髙谷　榮司）
次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まずは、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員
去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、令和２年１２月１５日付つくば農委指令３号をもって、資材置場用地として一時転用の許可を受けましたが、受注した公共事業の工期が延長となったことから、事業計画変更をされたものです。

提出番号２番については、令和２年９月１４日付つくば農委指令３７号をもって、護岸工事に伴う工事車両進入路用地として一時転用の許可を受けましたが、受注した公共工事の工期が延長となったことから、事業計画を変更されたものです。

提出番号３番については、令和２年９月１４日付つくば農委指令３７号をもって、護岸ブロック製作ヤード用地として一時転用の許可を受けましたが、受注した公共工事の工期が延長となったことから、事業計画変更をされたものです。

以上のことから、１番から３番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労様でございます。

続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員

去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、令和２年１１月１６日付つくば農委指令４４号をもって、駐車場用地として許可を受けましたが、工場の拡張工事に伴い新たな駐車場スペースを確保する必要が生じたため、事業計画変更をされたものです。

以上のことから、４番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員
　去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、農地区分は第２種及び第１種と判断いたしました。
　申請者は、市内に本社を置く法人で、申請地の隣接地において主に廃棄物処理業を営んでおります。申請者は、事業拡大に伴い従業員用駐車場が手狭となったことから、申請地を取得し、新たに申請するものです。
　許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水については敷地内浸透処理し、４２台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については自己資金で賄う予定です。
　提出番号２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものですが、既に一部利用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　以上のことから、提出番号１番、２番については、一般基準に適合の上、第１種及び第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、谷田部地区分について、髙野委員、お願いいたします。

髙野武久委員
　去る５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。
　３番から１４番までの１２件について、逐次、御報告いたします。
　提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、市内の実家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令との協議も整っております。
　提出番号４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議も整っております。
　提出番号５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
　申請者は、市内の実家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号６番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
　申請者は、市外の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号７番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、申請地の隣接地で皮膚科のクリニックを営んでおりますが、来院者が多く既存の駐車スペースが不足し、路上駐車をする車などが見受けられていたことから、申請地を借り受け、新たに診療所用駐車場用地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水については浸透ますを設置し、周囲には単管パイプで囲み、１５台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については自己資金で賄う予定です。
　提出番号８番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、市内の実家に住んでおりますが、一人世帯の母の面倒を見るため申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号９番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　つくば市では、面野井に近接する市街化区域内において、令和５年４月に小中学校の開校を予定しており、校舎の建設準備を進めています。今回の申請は、新設予定の学校のグラウンド用地として申請地を取得するものです。
　許可後の利用方法は、雨水は浸透側溝を設置し、９９台分の駐車場とテニスコート等の運動場を確保する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整って

おります。
　提出番号１０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
　申請者は、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号１１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、アクリル板の加工販売業を営んでいる法人です。昨今流行している病気に対する措置として、アクリル板の需要が高まっており、既存の配送センターのキャパシティーが不足してきていることから、申請地を取得し、新たに倉庫用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号１２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、県外に本社を置き、発電事業を営む法人です。営農型太陽光発電のため申請するもので、３５５ワットのパネルを２５２枚設置し、転用期間は令和６年５月１３日までの一時転用となっております。下部農地は、半陰性作物であるコマツナを栽培する予定です。
　提出番号１３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。
　なお、本申請前から申請地に砕石が敷設されている状況であったため、譲渡人からの始末書が添付されております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号１４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、申請地の隣接地で電気工事業を営む法人です。申請地を砕石敷の駐車場として利用しておりましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。
　利用方法は、砕石敷とし、雨水については敷地内浸透、周囲の宅地と一体で利用し、３台分の駐車場を確保する予定です。
　以上のことから、提出番号２番から１４番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定、第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員
　去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１５番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共事業を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請されたものです。令和３年１２月３１日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、敷鉄板、土木シート砕石、その他工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号１６番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、県外に本社を置き、全国規模で主に動物用薬品の製造販売をしている法人です。現在の事務所敷地内に新たに工場を増設する計画で、これまで使用していた駐車場が利用できなくなり業務に支障を来すことから、新たに従業員用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理し、２８台分の駐車スペースを確保する予定です。資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１５番、１６番については、一般基準に適合の上、第２種農地、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労様でございます。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島　繁委員

去る５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１７番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１８番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地において保育園の経営をしておりますが、施設利用者の増加に伴い、既存の職員及び保護者の駐車場が手狭となったことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。資金については自己資金で賄う予定です。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とし、周囲をフェンスとロープで囲み、１３台分の駐車スペースを確保する予定です。

以上のことから、１７番、１８番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労様でございます。
続きまして、筑波地区分について、鮓川委員、お願いいたします。

鮓川満雄委員
去る５月１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、申請地の隣接地において、個人で伐採請負業を営んでおります。今般、業務用資材、車両等を置くスペースを確保することが必要となったことから、資材置場用地として申請されたものですが、既に一部利用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。
許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、資金については自己資金で賄う予定です。
以上のことから、１９番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労様でございます。
続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員
去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号２０番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
提出番号２３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議も整っております。
提出番号２４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２５番については、農地区分は第２種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、県外に本社を置き、北関東エリアを中心に建築事業を展開する法人です。申請地には建て売り住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市外に本社を置き、不動産建築業を営む法人です。申請地には建て売り住宅を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２７番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内に本社を置き、運送業を営む法人です。現在利用している駐車場が手狭となったことから、隣接する申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を現況のまま利用し、雨水は敷地内浸透処理とし、トレーラー１５台、乗用車１０台、コンテナ１０台等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２８番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内の障害者支援事業を営む法人です。現在借り受けている障害者就労継続支援施設の建物が手狭となったことから、新たに申請地を取得し、施設を移転するための申請です。

許可後の利用方法は、木造２階建ての施設１棟を建築し、福祉サービス利用者２０名を受け入れ、デリバリー弁当の製造等を行う予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２０番から２９番については、一般基準を満たしており、第１種農地、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思いますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第４号の質疑に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第４号について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可については、原案のとおり許可することに決定をいたします。
　なお、提出番号９番、１１番につきましては、それぞれ３０アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上、許可をいたします。

議案第５号　現況証明の発行可否について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第５号　現況証明の発行可否についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
　議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員
　去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、昭和５７年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。
　提出番号２番については、昭和５４年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。
　提出番号３番については、平成１０年以前より農業用施設用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。
　以上のことから、１番から３番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労様でございます。
　続きまして、筑波地区分について、鮏川委員、お願いいたします。

鮏川満雄委員
　去る５月１１日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号４番については、不耕作により山林状態になっており、現在も同様の状況となっております。
　提出番号５番については、昭和６２年頃から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。
　以上のことから、４番、５番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。
　これより質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これより議案第５号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第５号について、証明発行可とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号　現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定をいたします。

議案第６号　農地改良協議に対する同意について

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、次に、議案第６号　農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区で調査を行っていただいておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員
　去る５月１２日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、田畑転換のための申請で、搬入土については、申請者が所有する市街化区域内の農地において、貸店舗建築に伴い発生する建築発生土を用いて土盛りする計画です。なお、盛土完了後は、畑として野菜を作付する予定です。
　以上のことから、提出番号１番については同意しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さん御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。
　続きまして、議案第６号の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第６号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第６号について、同意することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号　農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定をいたします。

議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、議案第７号及び８号を一括して議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）
　議案書１４ページになります。
　議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について御説明いたします。
　こちらは、市長より令和３年４月２０日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。
　議案第７号については、１４ページから１７ページまで、提出番号２７番まで議案書記載のとおりとなります。
　議案第８号については、１８ページから２４ページまで、提出番号３３番まで議案書記載のとおりとなります。
　以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第７号及び議案第８号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第７号及び議案第８号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号及び議案第８号については、原案のとおり決定をいたします。

議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議　　長（髙谷　榮司）
次に、議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
議案書２５ページになります。
議案第９号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について御説明いたします。
こちらは、市長より、令和３年４月２０日付で農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降３５ページまで議案書記載のとおりで、配分計画案が７件となります。
以上、これらについては、先般行われました各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号２番については議事参与の制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。
提出番号１番及び３番から７番について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて提出番号１番及び３番から７番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
提出番号１番及び３番から７番を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号１番及び３番から７番については、原案のとおり承認をいたします。
　続きまして、提出番号２番を御審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、加園委員の退席を求めます。

（加園秀信委員　退席）

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、提出番号２番について質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて提出番号２番に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　提出番号２番を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号２番については原案のとおり承認をいたします。
　加園委員の復席を求めます。

（加園秀信委員　復席）

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、日程第３、報告案件、報告１号から７号については、内容は議案書３６ページから４８ページまでに記載しておりますので、説明は省略をいたします。
　報告１号から報告７号について、御質問等があればお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

それでは、ないようですので、報告案件を終了いたします。

その他

議　　長（髙谷　榮司）
以上で、議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議　　長（髙谷　榮司）
これをもちまして、令和３年第５回総会を閉会いたします。

【午後３時１０分　閉会】

議　　長

農業委員会委員

農業委員会委員